

【確認検査業務手数料規程第21条の添付】

・ 確認検査業務手数料規程第21条による減額については、下表の項目、内容及び減額率について、あらかじめUDIと協議のうえ、減額することができる。

項目	内容	減額率（最大）
効率的確認検査(※1)	効率的な審査及び検査ができると判断できる場合	45%まで
年間件数（※2）	継続して多量の取引が見込める場合	35%まで
性能評価併願（※4）	効率的な審査及び検査ができると判断できる場合	35%まで
計画変更（※4）	効率的に業務ができると判断した場合	45%まで
追加項目(※3)	継続して多量の取引が見込める場合	100%まで

※1 効率的確認検査は、仕様が統一されている等の審査・検査業務において合理化が図れる申請物件であることを対象とする

※2 年間件数については、各事業者の規模等により40～5500件程度とする

※3 追加項目とは消防同意手数料や記載事項変更届手数料等であり※1の物件を対象とする

※4 合理化が図れる物件が対象であり件数は1件以上を対象とする